

原子力損害賠償紛争解決センター組織概要

原子力損害賠償紛争審査会

審査会の事務の一部である「和解の仲介」手続を円滑かつ効率的に遂行するために総括委員会を設置

原子力損害賠償紛争解決センター

センターは、原子力事故の被害者からの原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

総括委員会

総括委員会は、審査会において指名された委員長及び委員により構成され、和解の仲介手続を総括します。

総括委員会の構成

総括委員長 総括委員 総括委員
※学識経験のある裁判官経験者・弁護士・学者から選任

総括委員会の主たる業務

- ・事件ごとの仲介委員の指名
- ・仲介委員が実施する業務の総括
- ・和解の仲介手続に必要な基準の採択・改廃

これらの有機的な連携の下に、
和解の仲介に係る業務を遂行します

パネル

パネルは、弁護士等の仲介委員が、当事者間の合意形成を後押しすることで、紛争の解決を目指していきます。

仲介委員

- ・面談、電話、書面等による事情の聴取
- ・中立、公正な立場からの和解案の提示

申立者

東電

和解の仲介手続における口頭審理の開催場所は、原則としてセンター東京事務所またはセンター福島事務所にて開催しますが、それぞれの事情に応じて、その他の場所でも開催していく予定です。

原子力損害賠償紛争 和解仲介室

和解仲介室は、和解の仲介手続に関する庶務を行います。

【組織体制図(和解仲介室)】

